

千葉県告示第1044号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成26年12月18日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉市中央区中央港1丁目205番1の一部（別図のとおり）

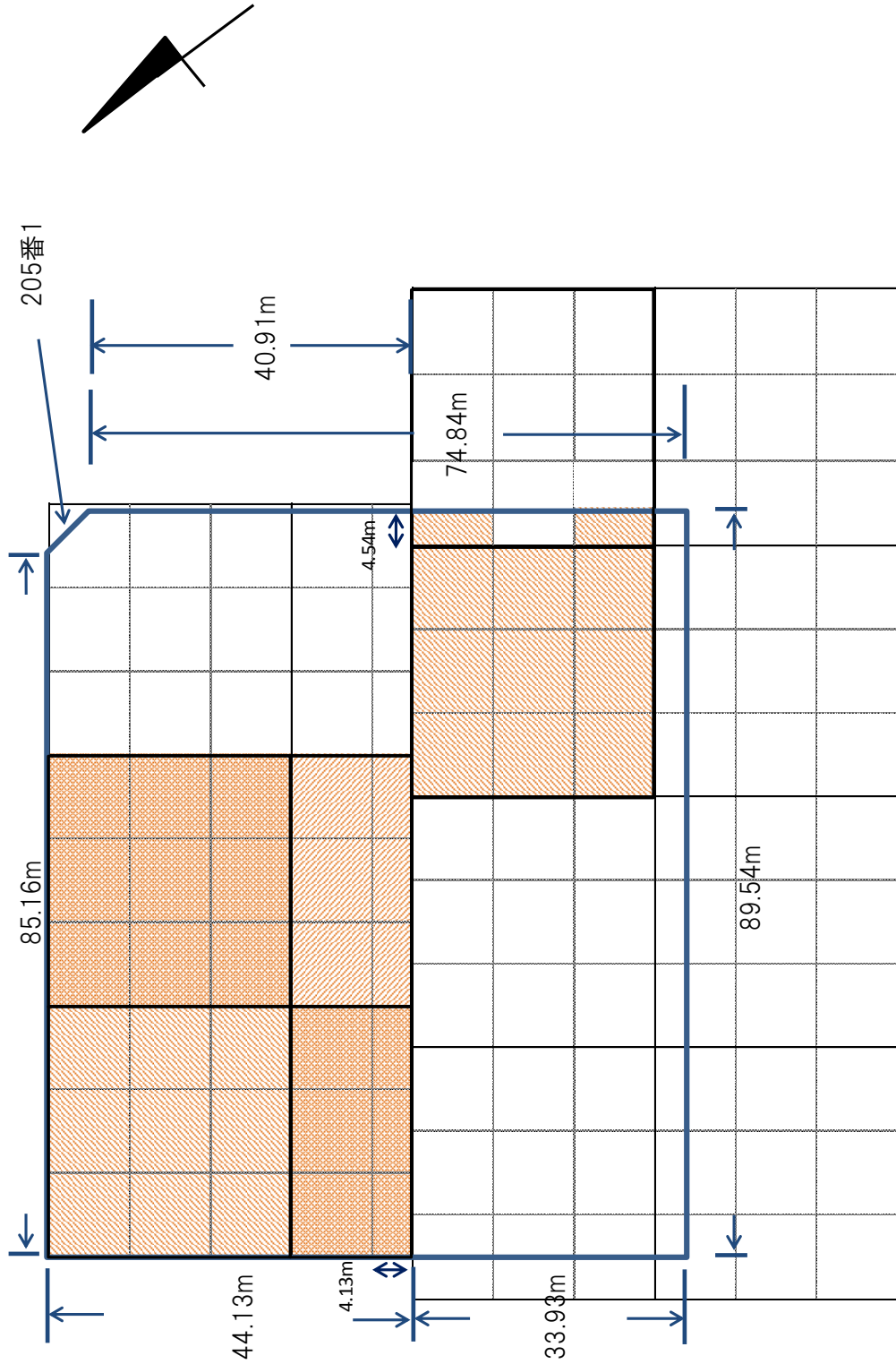
2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物

(別図)



区域の指定の申請に係る土地の場所を明らかにした図面 中央区中央港1丁目205番1



□ 単位区画(10m格子) □ 30m格子

区域の指定に係る申請地 基準に適合していない特定有害物質 : ふっ素及び砒素

▨ :ふっ素の基準値を超えている箇所 面積:3,214.7m²

▨ :砒素の基準値を超えている箇所 面積:1,747.8m²

合計面積:3,638.6m²